

令和7年1月27日

古賀市長 田辺 一城 様

古賀市公共施設マネジメント推進審議会
会長 水田 洋司

古賀市公共施設等総合管理計画及びアクションプランについて（答申）

令和7年8月29日付7古管第408号にて貴職から諮問のありました古賀市公共施設等総合管理計画及びアクションプランについて答申します。

本審議会においては、諮問書に基づき、計画およびアクションプランの改訂案を審議した結果、改訂案は概ね妥当であるものの、建物の総床面積の2割削減の方針や使用目標年数75年の根拠を明記されることを求めます。また将来にわたって、公共施設を安全かつ安心して利用できる価値ある「財産」として継承するため、次の事項を十分に尊重するよう要望します。

記

（1）施設の修繕および改修について

適切な修繕箇所の特定や修繕方法の選定には、専門知識と技術を有する業者を選定することが重要です。あわせて、過大な補修とならないよう、費用対効果についても十分に検討する必要があります。修繕および改修の際には、業者選定に留意し、費用対効果を重視して実行されることを望みます。

（2）防災に関する視点について

大型台風の接近や大雨による土砂災害が予測されるときなどは、市内の公共施設は避難所として開設されます。したがって、急激な豪雨や地震などの予測困難な自然災害が頻繁に発生する現在、公共施設の新設および改修に際しては、耐震性能に加え、防災の視点も考慮し検討されることを望みます。